

# 令和 2 年度 蓮田市総合教育会議

## 学校教育課 小学校 3 5 人以下学級について

### 資料一覧

- 1 蓮田市教育委員会における少人数学級の取組について . . . p.1
- 2 資料「令和 3 年度文教・科学技術予算のポイント（概要）」出典：財務省HP 令和 3 年度政府予算案 文部・科学技術予算/概要 . . . p.5
- 3 資料「学級編成の仕組みと運用について」出典：文部科学省HP 抜粋 . . . p.10
- 4 資料「蓮田市立小学校 3 0 人学級推進事業実施要項」 . . . p.11
- 5 資料「3 0 人学級の推進に伴う小学校非常勤講師配置実施要綱」 . . . p.12



# 蓮田市教育委員会における少人数学級の取組について

蓮田市教育委員会学校教育課

## 1 令和3年度予算案の閣議決定

### (1) 小学校35人以下学級の実現について

- 令和3年度から5年かけて小学校35人以下学級を実現する。
- 令和3年度は小学校2年生の35人以下学級を実現するための教職員定数を措置する。
- 加配定数の見直し。
- 平成29年法改正による通級指導等の基礎定数化。

## 2 国及び県の学級編制の仕組

### (1) 学級編制の基準

- |      |         |     |
|------|---------|-----|
| ○小学校 | 1年生     | 35人 |
|      | 2年生～6年生 | 40人 |
| ○中学校 | 全学年     | 40人 |

### (2) 県の加配措置

- |      |     |     |
|------|-----|-----|
| ○小学校 | 2年生 | 35人 |
| ○中学校 | 1年生 | 38人 |

### 3 蓮田市立小学校30人学級推進事業

#### (1) 少人数学級の実施について

##### ○蓮田市少人数学級の目的

蓮田市立小学校において少人数による指導を行うことにより、児童一人一人の心情に沿った、よりきめ細かな指導を可能とし、もって基本的な生活習慣の確立にかかわる指導の充実と基礎的学力の向上を目指している。

##### ○事業の概要

平成16年度から開始。蓮田市内全小学校第1学年について、1学級の上限を30人、小学校第3学年について、1学級の上限を38人とできる。(2年生は、県の基準で1学級の上限を35人としている)

令和元年からは、対象学年を4年生まで拡大(1学級の上限を38人とできる)した。ただし、学校運営上の都合により、これにより難しいと教育委員会が認めるときは、埼玉県の学級編制基準に基づいて学級編制を行い、少人数指導を行なうための加配措置をとることができる。

事業の実施に伴って必要となる職員(以下「非常勤講師」という。)の任免は市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行い、財政的負担は市が負う。

##### ○非常勤講師の確保

市内の小学校で退職した元教員で、非常勤の職を希望する者

蓮田市会計年度任用職員に登録した教員免許状をもつ者

(2) 過去5年間の30人学級非常勤配置状況について

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
蓮田南小学校	3年	4年	1年		1年・3年
蓮田北小学校	1年				1年
平野小学校	1年		1年	1年	
黒浜小学校					
蓮田中央小学校					
黒浜西小学校					1年・3年
黒浜南小学校		1年	3年		
黒浜北小学校	1年	3年	1年・4年		

(3) 成果について

小学校に入学したばかりの1年生において、環境の変化に伴う心身への負担を軽減することができた。また、子どもたち一人一人の実態に沿ったきめ細やかな対応や基本的な生活習慣の確立、学力の定着に効果があった。

(4) 課題について

○学校運営上の課題

30人学級対応非常勤講師の方に担任をお願いするのは、勤務時間上難しく、クラス数を増やし、県費の教員が担任をすると、常勤の担任外（少人数、音楽専科、教務主任等）の教員が不在となる。

○教科・領域の特性による課題

教科の学習の中で適正な児童・生徒数の確保が困難となる。

例えば、体育の授業でチームに分かれてゲームをする場合、1学級の人数が適正な集団規模でないと、そのゲームによる楽しさを十分に味わうことができない。また、集団生活で児童・生徒の自治力を育成する場合、班活動が重要な意味を持つため、1学級の人数が適正な集団規模を下回ってしまうと、教育的な効果が十分に発揮できなくなる。

#### ○学習環境の整備による課題

学校によっては、クラスの増加に教室数が対応できないことが予想される。また、普通教室への転用には環境整備が不可欠となる。(現在、特別教室として使用している教室の中には、エアコンが整備されていない教室もある)

#### (5) 今後の展望について

蓮田市教育委員会としては、子供たちのよりよい学びのために、また、現在の新型コロナウイルス感染症防止の観点からも、今後も市独自の少人数学級を実施する。

## 令和3年度文教・科学技術予算のポイント(概要)

- 令和3年度から5年かけて小学校35人以下学級を実現。令和3年度は小学校2年生の35人以下学級を実現するための教職員定数を措置
- 大学の教育研究の質の向上に向けた実効性のある配分を強化し、大学改革を推進
- 科学技術振興費については、研究力の強化と重点分野への戦略的配分を推進

※内容や計数は精査中であり、今後、変更が生じる場合がある。

	令和2年度	令和3年度	差額 (伸び率)
文教及び科学振興費	5兆3,912億円	5兆3,969億円	+57億円 (+0.1%)
うち、文教関係費	4兆346億円	4兆296億円	▲50億円 (▲0.1%)
うち、科学技術振興費	1兆3,565億円	1兆3,673億円	+108億円 (+0.8%)
(参考)文部科学省予算	5兆3,060億円	5兆2,980億円	▲80億円 (▲0.2%)

※令和2年度は「臨時・特別の措置」を除く

## 令和3年度文教・科学技術予算のポイント(概要)

### 義務教育費国庫負担金 [15,164億円](▲58億円)

○ 小学校35人以下学級を令和3年度から5年かけて実現するため、合計13,574人の定数改善を措置するとともに、加配定数の一部を含む合理化減等(12,580人)を活用

○ 少子化を反映した自然減(前年度比▲995人)を起点

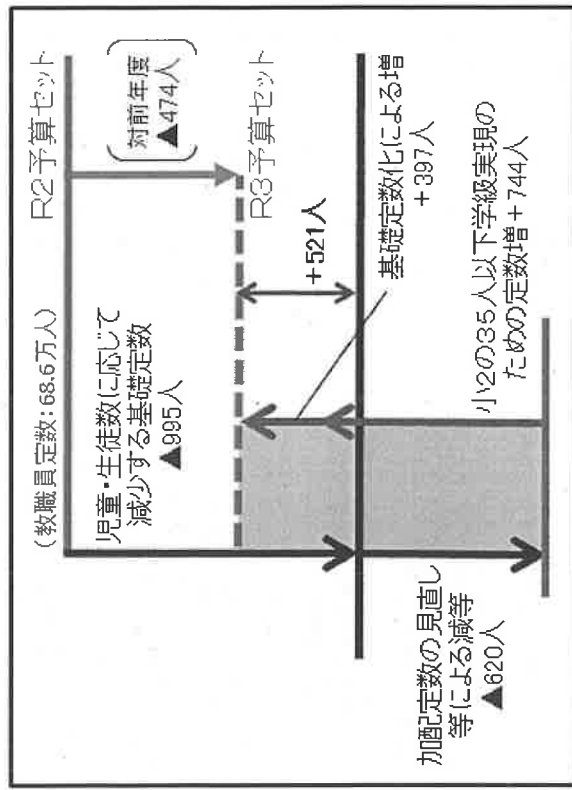
① 小学校2年生を35人以下学級とし、加配措置から基礎定数になることによる増分(+744人)

② 加配定数の見直し等による減等(▲620人)

③ 平成29年法改正による通級指導等の基礎定数化(+397人)

○ 上記に加え、部活動指導員やスクールカウンセラー等の外部人材の配置を促進

### 教職員定数の増減イメージ



### 教育のデジタル化

○ 学習者用デジタル教科書普及促進事業[22億円](+22億円)  
児童生徒の学びの充実に資するよう、小・中学校等を対象としてデジタル教科書を提供し普及促進を図る

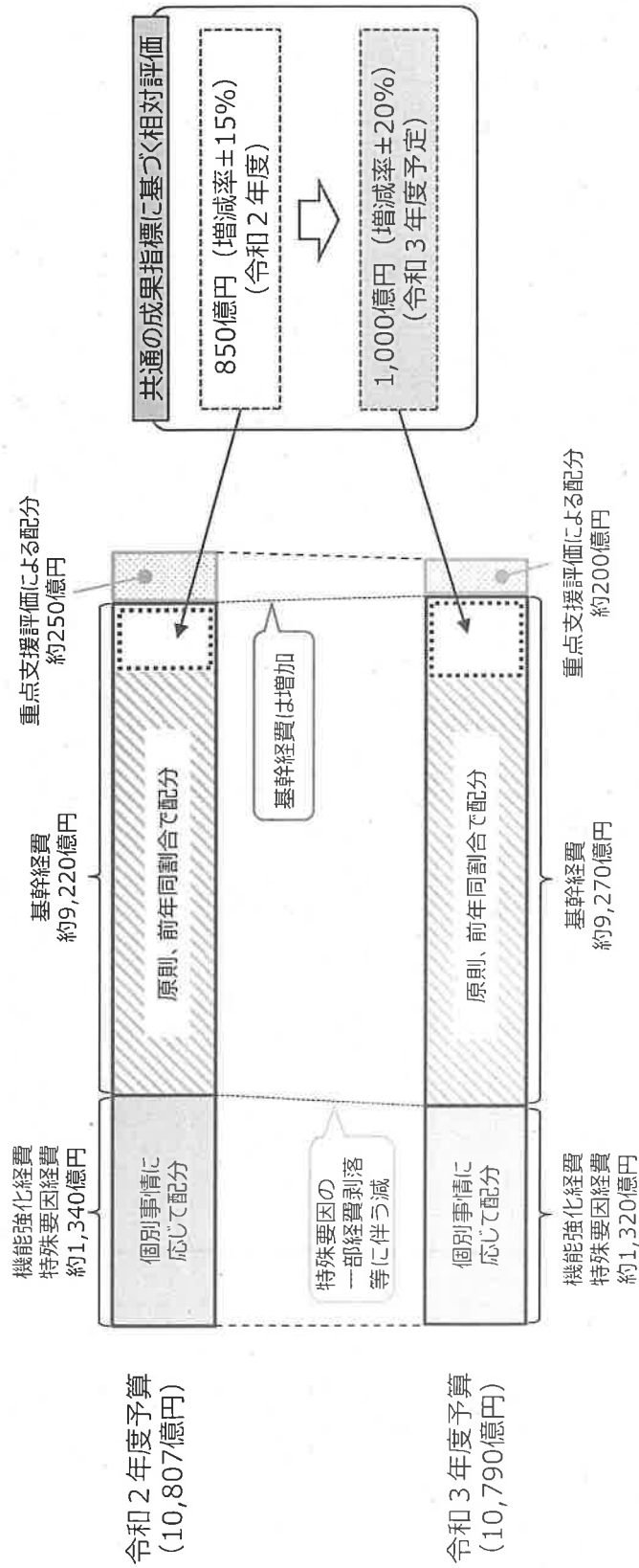
○ オンライン学習システム(CBTシステム)の全国展開[7億円](+5億円)  
緊急時における学びの保障の観点から、タブレット等を用いて学校・家庭において学習等ができるオンライン学習システムを希望する全国の小・中・高校等において活用できるようにする



# 令和3年度文教・科学技術予算のポイント(概要)

## 国立大学法人運営費交付金[10,790億円](▲16億円)

- 国立大学への運営費交付金について、教育・研究の質を高めるため、令和元年度に導入された「共通の成果指標に基づく相対評価」を更に強化・拡充
- 具体的には、成果指標による配分基礎額(令和2年度:850億円)を増額し、配分基礎額に対する増減率(令和2年度:±15%)を拡大



- 令和2年度まで措置していた特殊要因経費の一部(用地一括購入長期借入金債務償還経費)が剥落する一方、教育研究の充実を図るため、基幹経費などを拡充

## 令和3年度文教・科学技術予算のポイント(概要)

科学技術予算(科学技術・学術政策局、研究振興局、研究開発局) [9,768億円](+6億円)

### イノベーション推進のための研究力の強化

- 科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業 [23億円](新規)
  - 博士課程学生の処遇向上とキャリアパスの確保を一体として実施する大学の取組への補助により、将来を担う研究人材の育成を推進
- 科学研究費助成事業(科研費) [2,377億円](+3億円)
- 戦略的創造研究推進事業(新技術シーズ創出) [428億円](+10億円)

### スパコン・量子・マテリアルなど重点分野への戦略的配分

- スパコン「富岳」の運用等 [153億円](+28億円)
  - 「富岳」の計算資源の全面的な活用とアプリ開発等により、コロナ対策を含む様々な成果を創出
- 量子技術に対する研究開発の強化(光・量子飛躍フラッグシッププログラム(Q-LEAP)) [35億円](+3億円)
- マテリアルDXプラットフォーム構想実現 [34億円](+9億円)

### 基幹プロジェクトの推進

- 宇宙・航空分野の研究開発の推進 [1,576億円](+1億円)
  - アルテミス計画に向けた研究開発等
  - H3ロケットや次世代人工衛星の開発

## 令和3年度文教・科学技術予算のポイント(概要)

### スポーツ関係予算 [354億円](+3億円)

- 競技力向上事業 [103億円](+3億円)
  - － オリンピック・パラリンピック東京大会及び北京大会に向けた選手強化活動の実施、次世代アスリートの発掘・育成 等
- ハイパフォーマンス・サポート事業 [21億円](▲1億円)
  - － 東京大会及び北京大会において、アスリート等が最終準備を行うためのサポート拠点の設置 等

### 文化芸術関係予算 [1,075億円](+7億円)

- 文化芸術による創造性豊かな子供の育成 [71億円](+4億円)
  - － 小・中学校等において、実演芸術の巡回公演等を行い、文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供 等
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業 [19億円](+4億円)
  - － 博物館等の文化施設の機能強化に資する事業や、文化クラスターの形成等に資する事業を支援

# 学級編制の仕組みと運用について(義務)

## ○学級編制の標準

<小・中学校>	小学校	中学校
同学年の児童で編制する学級	35人(1年生) 40人(2～6年生)	40人
複式学級(2個学年)	16人 (1年生を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	8人
<特別支援学校(小・中学部)>	6人 (重複障害)	3人

### 《参考》

○小学校設置基準(文部科学省令)  
(一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

### (学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## ○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したものである。したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が当該学年の学級数になる。

(例)35人の学年	→ 1学級	[35人]
65人の学年	→ 2学級	[32人、33人]
122人の学年	→ 4学級	[30人、30人、31人、31人]

## 蓮田市立小学校 30 人学級推進事業実施要綱

蓮田市教育委員会

### (趣旨)

第1条 蓮田市立小学校低学年において少人数による指導を行うことにより、児童一人一人の心情に沿った、よりきめ細かな指導を可能とし、もって基本的な生活習慣の確立にかかわる指導の充実と基礎的学力の向上を目指す。

### (事業の概要)

第2条 蓮田市内全小学校第1学年について、1学級の上限を30人とする。ただし、学校運営上の都合により、これにより難しいと教育委員会が認めるときは、埼玉県の学級編制基準に基づいて学級編制を行い、少人数指導を行なうための加配措置をとることができる。

2 前項の事業の実施に伴って必要となる職員（以下「非常勤講師」という。）の任免は市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行い、財政的負担は市が負うものとする。

### (非常勤講師の任免)

第3条 非常勤講師の任免及びその他の取り扱いについては、教育委員会が別に定める。

### (非常勤講師の業務)

第4条 非常勤講師は、以下の業務を行う。

- (1) 児童の学習指導及び生徒指導
- (2) その他配置された学校の校長が必要と認める業務

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 30人学級の推進に伴う小学校非常勤講師配置実施要領

蓮田市教育委員会

### 第1 趣旨

この要領は、蓮田市立小学校30人学級推進事業実施要綱（平成16年4月1日施行）に基づき、蓮田市立小学校に配置される非常勤講師の取り扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 任用

- 1 教育委員会は、本事業の趣旨を理解し、かつ、積極的に取り組む意欲のある者の中から次に掲げる書類及び面接に基づいて選考を行ない、非常勤講師を任命する。
  - (1) 履歴書（写真貼付のこと）
  - (2) 小学校又は中学校普通免許状の写し、若しくは免許状取得見込み証明書（中学校の免許状は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭のうち、教育委員会が必要と認めるものに限る）
- 2 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者は、非常勤講師の選考を受けることができない。
- 3 非常勤講師の任期は6月以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは6月を超えない期間で更新することができる。

### 第3 身分

非常勤講師は、教育委員会の臨時職員の身分を有するものとする。

### 第4 服務

- 1 非常勤講師の服務の監督は、校長が行なう。
- 2 非常勤講師は、職務の遂行に当たっては、この要領に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

- 3 非常勤講師は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 非常勤講師は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 その他非常勤講師の服務に関し必要な事項は、教育委員会の定める学校職員の例による。ただし、職務の性質上これにより難いものについては、その限りではない。

## 第5 賃金その他の給付

- 1 賃金は、時間給をもって支給するものとする。
- 2 賃金は、予算の範囲内で教育長が別にこれを定める。
- 3 賃金の支払方法は、勤務状況報告書に基づいた請求による。

## 第6 勤務日および勤務時間の割り振り

- 1 非常勤講師の勤務は、1週間当たり37時間の勤務とする。
- 2 非常勤講師の勤務日および勤務時間の割り振りは、校長が定める。
- 3 非常勤講師の休日は、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）第10条に定める学校職員の休日に準ずる。
- 4 非常勤講師の長期休業中の勤務日数は、以下に掲げる範囲内において校長が定める。

(1) 春季休業	3日
(2) 夏季休業	10日
(3) 冬季休業	2日
(4) 学年末休業	1日

## 第7 解職

教育委員会は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当する場合、任用期間中であってもその職を解くことができるものとする。

- (1) 勤務成績が良好でない場合

- (2) 心身の故障等のため、勤務の遂行に支障がある場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 刑事事件に関し起訴された場合
- (5) 予算の減少による過員、又は配置の必要がなくなった場合
- (6) 第2に掲げる応募書類に虚偽があった場合
- (7) 第4の規定に違反した場合

## 第8 退職

- 1 非常勤講師は、任用期間の満了により退職するものとする。
- 2 非常勤講師は、任用期間の満了前に、願いを提出し退職することができる。

## 第9 社会保険の適用

健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第15号）の定めるところにより適用するものとする。

## 第10 災害補償等の適用

非常勤講師が公務により負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより補償するものとする。

## 第11 その他

この要領に定めるほか、非常勤講師に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。